附　則

１　この省令は、令和五年一月一日から施行する。

２　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

３　エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

備考　表中の「　」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別＼国又は地別	［略］	オーストラリア	キリバス	サモア	［略］	トンガ	ニューカレドニア	ニュージーランド	［略］	クロアチア	［略］
種別＼単位		オーストラリア・ドル	キリバス・ドル	サモア・タラ		パ・アンガ	パシフィック・フラン	ニュージーランド・ドル		ユーロ	
一般入国査証		10	10	20		18	780	11		7	
数次入国査証		10	10	20		18	780	11		7	
通過査証		1	1	2		2	70	1		1	

改正前

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別＼国又は地別	［同上］	オーストラリア	［項を加える。］	サモア	［同上］	トンガ	［項を加える。］	ニュージーランド	［同上］	クロアチア	［同上］
種別＼単位		オーストラリア・ドル		サモア・タラ		パ・アンガ		ニュージーランド・ドル		クーナ	
一般入国査証		10		20		18		11		50	
数次入国査証		10		20		18		11		50	
通過査証		1		2		2		1		5	